

ゆたかなくらし

気をつけて! 突然の訪問や電話が 消費者トラブルのきっかけに

訪問や電話による事業者からの勧誘をきっかけに思わぬトラブルにつながることがあります。突然自宅を訪れて勧誘をする事業者、料金が安くなるなど得になるという話を持ち掛ける電話勧誘などを断り切れず、契約してしまったという相談も寄せられています。

事例1 「無料で点検」が高額な工事契約に・・・→ 点検商法

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきた。点検した後、業者が撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないと契約出来ない」とせかされ、高額な工事契約をしてしまった。



事例2 支払額が安くなるはずだったのに・・・→ 光回線のアナログ戻し

大手電話会社を名乗る事業者から自宅に電話があり「インターネットを利用しないのに月々高い金額を払っているのはもったいない。光回線をアナログ回線に戻せば月々の支払いが安くなる」と勧誘され了承した。後日、事業者から送ってきた書面を確認したところ、アナログ戻しの初期費用が約4万円で、約1万円ずつの分割支払いになっており、他にサポートサービスなども契約したことになっていた。



事例3 不用品を買い取ってもらうはずが・・・→ 訪問購入(押し買い)

「不用品を回収している」と電話で勧誘を受けたので、不用な服や靴などの回収を依頼した。来訪した業者は用意していたものには目もくれず「アクセサリー等の貴金属はないか」と聞いてきた。売る気はないと前置きをして指輪やネックレス等を何点か見せたところ、「全部買い取る」と言われ、安い値段をつけられて強引に買い取られてしまった。その後すぐに、買い取り価格も安すぎるし、形見の指輪は買い戻したいと思い、業者に電話したところ、「物品はもう別の業者に渡したので返せない」と言われた。



こんなトラブルにあってしまったなら…事例をもとに次のページで注意点などを確認しましょう

事例 1 点検商法

住宅の屋根や床下を「無料で点検します」と突然自宅に訪問してきた業者から「このままでは大変なことになる」などと不安をあおられ、不要不急の住宅リフォーム等の高額な工事契約をさせられます。

注意点

- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には応じないようにしましょう。
 - 点検する場合は、点検結果を冷静に確認し、業者の話をうのみにしないようにしましょう。
 - その場で契約せず、家族や周囲に相談したり、複数の業者から見積もりを取ったりするなど慎重に対応しましょう。
 - 契約するときは契約書の内容をしっかり確認しましょう。
- 「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」と勧説する手口のトラブル相談が増えています!
- 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧説されてもきっぱり断りましょう。
 - 保険金の請求は加入者自身で行なうことが基本です。自分で加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。
 - うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。

事例2 光回線のアナログ戻し

インターネットの光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなるなどと勧説されますが、実際には手続き代行やオプションサービスの料金を請求されるトラブルです。

注意点

- NTT東日本では光回線をアナログ回線に戻すための電話勧説は行っていません。勧説を受けたら事業者名をしっかり確認しましょう。
- 光回線契約をアナログ回線に戻す場合には、NTT東日本に問い合わせし、手続きは自分で行いましょう。

事例3 訪問購入(押し買い)

「不用品を買い取る」と電話で勧説して自宅を訪問し、実際には消費者が売ろうとしていたものではなく貴金属などを強引に買い取っていく手口です。

注意点

- 突然訪問してきた業者は家に入れてはいけません。
- 買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- 業者から交付された書面をしっかり確認しましょう。
- クーリング・オフ期間内は業者に物品の引渡しを拒むことができます。

トラブルにあってしまったときは…

電話勧説販売や訪問販売など消費者が不意打ち的に勧説されて行った契約は、一定の期間内であれば理由を問わず無条件で申し込みの撤回や契約を解除できるクーリング・オフ制度の対象になります。

ひとりで悩まず 早めに消費生活センターに相談しましょう!

日ごろから心がけたいこと



断るときは「はっきり」「キッパリ」と!

必要がないときは、あいまいな返事をせずにはっきり・キッパリと断りましょう。

【良い例】「いいません」

「必要ありません」

「お帰りください」

「二度と電話しないでください」

【悪い例】「いいです、結構です」

「よくわからないので」

「今、忙しいので」

「考えておきます」

気をつけて! 夏の事故

家電製品の事故

夏の快適な生活に欠かせない扇風機とエアコンですが、使い方の誤りや経年劣化などが原因で火災などの事故を引き起こすこともあります。安全に使用するためのポイントをご紹介します。

扇風機

◆こんな事故が発生

- ・10年前に購入した扇風機を就寝時に使用した。1時間後、たまたま目が覚めて扇風機を見たら、発火していた。

◆原因

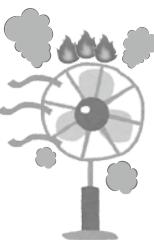
- ・扇風機の火災事故の多くは、部品の経年劣化によるもので、製造から10年以上経過している製品で発生しています。

◆事故を防ぐポイント

- ・製造から長期間経過した製品は、異常が見られなくても使用を中止しましょう。また、使用しないときは電源プラグをコンセントから抜いておきましょう。

◆こんな症状に要注意!

- ・スイッチを入れても、羽根が回らない。
- ・電源コードが折れ曲がっていたり、破損したりしている。
- ・モーター部分が異常に熱かったり、羽根が回転するときに異常な音や振動がする。



エアコン

◆こんな事故が発生

- ・エアコンの送風口から黒煙が出た。その後、エアコンの下部から発火し、火がカーテンに燃え移った。

◆原因

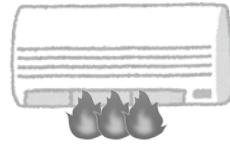
- ・エアコンの場合、経年劣化はもちろん、「部品に洗浄液がかかる」、「室外機にはこりが入る」なども火災事故の原因になります。

◆事故を防ぐポイント

- ・掃除する場合は取扱説明書をよく読みましょう。また、室外機の周りはダンボールやごみなどを置かずにつぶやいておくこともポイントです。異変を感じたら、購入店やメーカー窓口に相談しましょう。

◆こんな症状に要注意!

- ・電源プラグが変形・変色している。
- ・焦げ臭いにおいがする。
- ・ブレーカーが頻繁に落ちる。
- ・室内機から水漏れがする。



水の事故

夏は海や川、プールに行く機会が増えます。水辺では「このくらいは大丈夫」といった少しの油断が命に関わる重大な事故につながります。事故を未然に防ぎ、楽しく安全に過ごすためのポイントをご紹介します。

海での注意点

- ① 海の状況は、日ごと、時間ごとに変化します。風の向きや波の高さ、満潮か干潮かをしっかり確かめながら入りましょう。天候の変化にも十分に注意が必要です。
- ② 海は岸に近くても、沖へ向かう海水の強い流れ(離岸流)や、急に深くなるところがあります。河口付近、岩場などには近づかないようにしましょう。
- ③ 「遊泳禁止」となっている場所では絶対に泳がないようにしましょう。



危険

川での注意点

- ① 川原や中洲、川幅の狭い場所は急な増水で水没することがあり、増水すると逃げ道がなくなり、取り残される危険があります。
- ② 穏やかに見えても、地形などの影響で流れが一定でないこともあります。事故の多くは穏やかそうな流れで起きます。滑りにくく脱げにくいとかとのある履物を履くようにしましょう。
- ③ 今いる場所が晴れていても、上流で雨が降ると一気に水位が上昇することがあります。「上流の空に黒い雲が見えた」「落ち葉や流木、ごみが流れてきた」などの変化が見られたときは、すぐに避難しましょう。

プールでの注意点

- ① 飛び込みやプールサイドからのジャンプは、重大な事故につながるのでやめましょう。
- ② 注意事項、禁止事項、監視員の指示などをしっかり守りましょう。
- ③ 吸い込まれる危険があるため、排水口には近づかないようにしましょう。



子どもの事故には要注意!!
水の近くでは大人が付き添い、
子どもから目を離さないように
することが大切です!

○事故情報については、ホームページもご覧ください!

・家電製品の事故: [製品事故 NITE](#)※ で検索!

・水の事故: [水の事故 消費者庁](#)

※NITE: 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

<Vol.1> ~環境・生物多様性への配慮編~

大量生産・大量消費・大量廃棄の暮らしによって、地球温暖化や海洋汚染などが発生し、環境への被害が深刻化しています。節水・節電を心掛けることや、食品ロスを減らすこと、自然環境に及ぼす影響が少ないエコ商品などを利用することで、限りある資源や森林や海などの環境、そこに生きる動植物を守ることができます。

今日からできること

- 必要なものを必要な量だけ買う
- 使い捨てのものより、長く使えるものを選ぶ
- ごみの分別を徹底する
- マイバッグやマイボトルを使う
- 食品ロスを減らす

ひとりひとりの行動が「地球」の未来を変えます!

- エコ商品や認証ラベルのある商品を選ぶ
- 省エネを心掛ける



消費者被害に役立つ情報をYouTubeで配信中!

相談が多く寄せられている高齢者の消費者トラブル事例を紹介したアニメーションや、成年年齢の引き下げで増加が懸念されている若者の消費者トラブルへの注意喚起動画などを配信しています。ぜひご覧ください!

詳しくは [仙台市消費生活センター YouTube](#) で検索!



だまされてるかも
「点検商法に気をつけて」



啓発動画
「ありませんか こんなこと」



若者向け啓発動画
「副業サイトのトラブル」



仙台市
メール配信サービスを
ご利用ください

仙台市消費生活センターでは、消費者トラブルを防ぐための注意喚起やくらしに役立つ情報をメール配信しています。ぜひご登録ください!
詳しくは [仙台市メール配信サービス](#) で検索!

契約トラブルなどで迷ったときや困ったときは、一人で悩まず早めにご相談ください。

仙台市消費生活
相談ダイヤル

022-268-7867

または、消費者ホットライン「188」(局番不要)

相談時間
月～金 9:00～17:00 (受付 16:30まで)
土 9:00～16:00 (受付 16:00まで)
※休館日：日曜・祝日・年末年始

対象 仙台市在住または通勤・通学している方

●仙台市消費生活センター

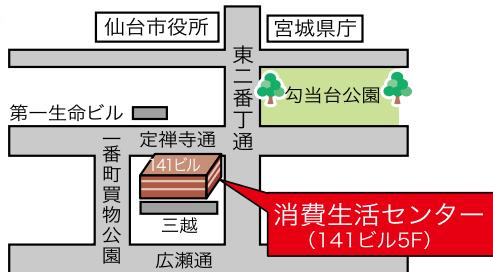
〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11番1号141ビル(三越定禅寺通り館)5階

TEL 022-268-7040 FAX 022-268-8309

E-mail sim004140@city.sendai.jp

ホームページ [仙台市消費生活センター](#)

検索



交通のご案内

- バスご利用の方は
商工会議所前又は定禅寺通り市役所前下車
徒歩3分（仙台駅からの所要時間約10分）
- 地下鉄ご利用の方は
地下鉄南北線 勾当台公園駅下車 南1番出口より
地下道で連絡（仙台駅からの所要時間約5分）